

手形・小切手機能の電子化に関する検討

中間報告

平成 30 年 7 月 26 日

手形・小切手機能の電子化に関する検討会

<目次>

まえがき	3
第1章 手形・小切手の歴史と検討の背景	4
1. 手形・小切手の歴史	4
2. 「手形・小切手機能の電子化に関する検討会」設立の背景	5
第2章 手形・小切手の現状	7
1. 手形・小切手の流通状況	7
2. 手形・小切手の利用シーン	8
3. 手形・小切手の利用実態	12
第3章 電子化の方法	17
第4章 電子化によるコスト削減効果の検討状況	19
1. 利用者のコスト削減効果について	19
2. 金融機関のコスト削減効果について	22
3. 今後の取組み	22
第5章 電子化の法的な論点	23
1. ジュネーブ条約に関する論点	23
2. 手形法・小切手法上の論点	23
3. 手形と電子記録債権の法制度における差分（全般）	24
4. 金融機関実務における手形と電子記録債権（事例）	26

5. 銀行取引約定書等の変更.....	26
第6章 電子化のための対応	27
1. 商品利便性について.....	27
2. その他.....	29
第7章 手形交換所とその他証券類	30
1. 手形交換所について.....	30
2. その他証券類について	31
第8章 今後の検討に向けて	32
Appendix : これまでに実施した調査の概要	35

まえがき

平成 29 年 6 月 9 日閣議決定の「未来投資戦略 2017」において、FinTech の推進等における具体的なアクションとして、「オールジャパンでの電子手形・小切手への移行」が盛り込まれ、「手形・小切手について、企業・金融機関双方の事務負担を削減するとともに、IT を活用した金融サービスとの連携を可能とする観点から、全面的に電子的な仕組みへと移行することについて、官民が連携した検討を推進する」と提言された。

上記を踏まえ、本検討会は、日本の生産性向上、社会的コストの削減、あるいは人手不足への更なる対応の観点から、手形・小切手機能の電子化を推進するための方策の検討を行うことを目的とし、「目標時期を設定して手形・小切手制度の見直しやその電子化を実現することを検討する」として、金融界、産業界、学識者、弁護士、IT 事業者、関連省庁、日本銀行など、幅広い分野の関係者を招聘して協議を進めることとしている。

具体的には、先ず、国内の取引に関わる手形・小切手について、全面的に電子的な仕組みに移行した場合（以下、「全面的な電子化」という。）の論点整理、効果・影響の検証を行う。その検証結果を踏まえ、最終的に「全面的な電子化」を目指すべきかを検討したうえで、目標（時間軸も含む）を検討する。

第1章 手形・小切手の歴史と検討の背景

1. 手形・小切手の歴史

日本の決済システムにおいて、手形・小切手制度は中核的な役割を果たしてきた。明治12年、大阪に日本初となる手形交換所が設立されて以降、銀行界が中心となり、制度や運用を高度化してきた。全国の手形交換所では、それぞれ手形交換所規則を制定し、参加金融機関が交換に付す手形・小切手の様式や取引停止処分制度等の運用ルールを規定している。

全国銀行協会（当時は全国銀行協会連合会。以下、両者ともに「全銀協」という。）は、昭和39年の不況に伴い発生した融通手形等による悪質な不渡手形に対応するため、統一手形用紙・小切手用紙を制定した。

併せて銀行は、手形用紙発行時の手形振出人の審査を通じ、手形の信頼性を高めてきた。

年	歩み
明治12年	大阪手形交換所設立
15年	為替手形条例制定 ー手形取引の奨励のために法的根拠を与える
24年	東京手形交換所の設立
27年	不渡処分制度の創設
昭和9年	手形・小切手法の施行 ージュネーブ条約にもとづく制定
39年	統一手形用紙・小切手用紙の制定
平成20年	電子記録債権法施行
25年	全銀電子債権ネットワーク（以下「でんさいネット」という）開業

手形交換所規則

- 手形・小切手の円滑な取立を通じた、信用取引の秩序維持を目的に、手形交換所規則を制定。
- 手形交換所規則は、各交換所によって制定。主な構成は以下のとおり。
 - ① 手形交換所への参加資格
 - ② 手形交換に係る事項。手形交換所で決済可能な証券およびその様式や、手形交換所への持出・持帰時限、決済時刻等
 - ③ 取引停止処分。6か月以内に2度の不渡を出した振出人には、全ての参加銀行と、2年間、当座・貸出取引を禁止

統一手形用紙

- 過去、手形の用紙は市販のものが利用されていたため、銀行による信用の裏付けがなく、多くの不渡が「取引なし」等の事由により発生。
- 昭和39年からの金融引締下において、融通手形等による悪質な不渡手形の発生が問題となった。その対応策として、銀行は審査を要する当座預金取引先のみ手形用紙を交付することとし、様式も統一化。昭和40年12月からすべての金融機関で実施。
- 上記は、「取引なし」等の不渡の発生を抑制し、決済機能の安定化に大きな効果をもたらした。また、当座預金事務のプロセスの容易化も実現。

2. 「手形・小切手機能の電子化に関する検討会」設立の背景

(1) デジタル化に向けた動き

① 未来投資戦略 2017 —Society 5.0 の実現に向けた改革—

平成 29 年 6 月 9 日閣議決定の「未来投資戦略 2017」において、FinTech の推進等における具体的なアクションとして、「オールジャパンでの電子手形・小切手への移行」が盛り込まれ、「手形・小切手について、企業・金融機関双方の事務負担を削減するとともに、IT を活用した金融サービスとの連携を可能とする観点から、全面的に電子的な仕組みへと移行することについて、官民が連携した検討を推進する」と提言された。

② 決済高度化の取組み

FinTech の動きが進展する中、この動きを利用者利便や企業の生産性向上等、我が国経済・金融の成長につなげていくとの観点から、平成 27 年 12 月に「金融審議会 決済業務等の高度化に関するワーキンググループ報告～決済高度化に向けた戦略的な取組み～」で示された課題（決済高度化アクションプラン）を中心に、決済高度化に向けて官民が連携して取組みを進めている。特に企業の成長力強化の観点からは、金融 EDI を起点として、企業の財務・決済プロセスの高度化に向けて重点的に取り組んでいるところである。

「未来投資戦略 2017」の閣議決定も踏まえ、平成 29 年 6 月 21 日開催の「決済高度化官民推進会議」においては、手形・小切手は商習慣として広く根づいている一方で、その事務処理においては、利用者、手形交換所、金融機関にとって負荷が存在しているのも事実であり、将来的に電子化ができれば、我が国全体でさまざまなメリットが享受できる可能性があるとの考えのもと、企業の財務・決済プロセスの高度化の一環として、「オールジャパンでの手形・小切手の電子化」を新たに検討課題に加えることについて、全銀協から提案を行った。

(2) 「手形・小切手機能の電子化に関する検討会」の設置

全銀協を事務局として「手形・小切手機能の電子化に関する検討会」が平成 29 年 12 月 18 日に設置された。

未来投資戦略 2017 に掲げられた「オールジャパンでの電子手形・小切手への移行」も踏まえ、日本の生産性向上、社会的コストの削減、あるいは人手不足への更なる対応の観点から、手形・小切手機能の電子化を推進するための方策の検討を行うことを目的とし、金融界、産業界、学識者、弁護士、IT 事業者、関連省庁、日本銀行など、幅広い分野の関係者を招聘して検討を進めることとした。

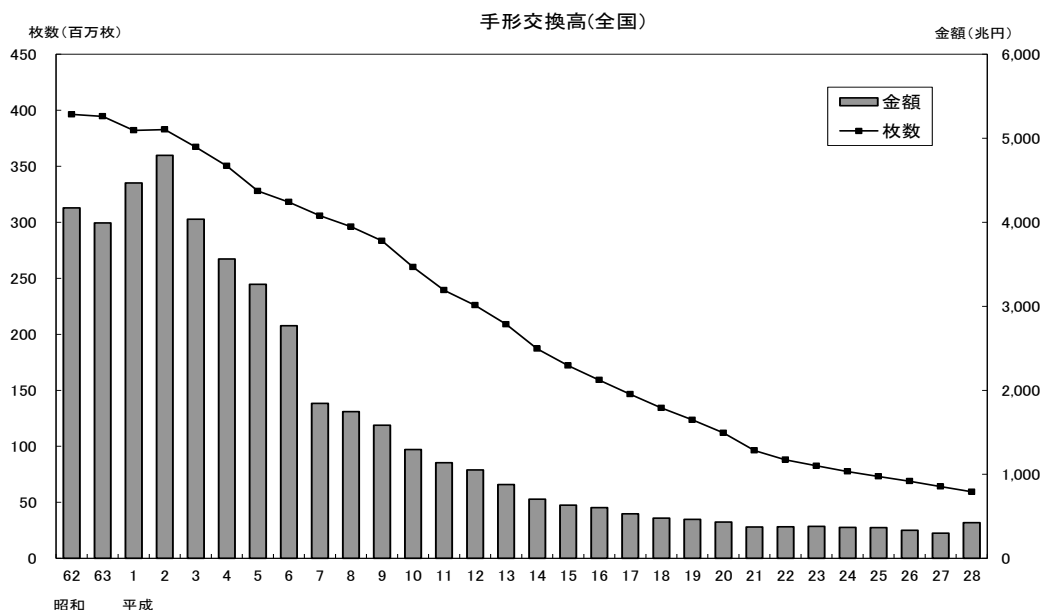
なお、当検討会の下部に、手形・小切手機能の電子化が利用者や金融機関に対して及ぼす影響を把握し、具体的なアクションを検討することを目的とする「業務ワーキンググループ」と、手形・小切手法上等の論点の確認および商取引等を支える信用・決済手段である手形・小切手機能の電子化を進めることによって、利用者にとって不利益を被ることがあるか等、法令上の確認を実施することを目的とする「法務ワーキンググループ」をそれぞれ設置し、検討を進めることとした。

第2章 手形・小切手の現状

1. 手形・小切手の流通状況

全銀協の公表統計である「全国手形交換高」によると、全国の手形交換所（法務大臣指定）の交換高は年々減少傾向にあり、平成28年には、ピーク時※比、約10分の1未満にまで減少している。

※ 金額ピーク：平成2年／4,797兆円、枚数ピーク：昭和54年／4億3,486万枚



なお、上記の「全国手形交換高」は、個別の金融機関の本支店間で交換している（以下「自行交換」という。）手形・小切手を含まない。

平成30年に全銀協（当検討会事務局）が実施した金融機関向けアンケート調査（概要はAppendixの【調査2】を参照）によると、手形の自行交換※比率は21%、小切手は26%であった。これらの交換比率のほか、交換証券の種別割合（注）をもとに自行交換分を含めた全国の手形・小切手の流通量を試算すると、手形2,125万枚、小切手4,170万枚、その他証券類1,177万枚、合計7,472万枚程度と推定される。

（参考）自行交換比率

	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信託銀行	信用金庫	信用組合	系統金融機関等	全体
手形	22%	27%	17%	1%	17%	8%	21%	21%
小切手	24%	30%	21%	1%	21%	48%	21%	26%

（参考）自行交換比率を勘案したうえで推定される流通枚数

	①交換所交換枚数	②自行交換比率	③推定流通枚数 (①/(1-②))
手形	1,679万枚	21%	2,125万枚
小切手	3,086万枚	26%	4,170万枚
その他証券類	1,177万枚	—	1,177万枚
合計	5,942万枚	—	7,472万枚

（注）手形・小切手・その他証券類の比率は、東京・名古屋・大阪の各交換所に参加する金融機関へのアンケート結果（平成26年度）から算出（手形28.3%、小切手51.9%、その他証券類19.8%）

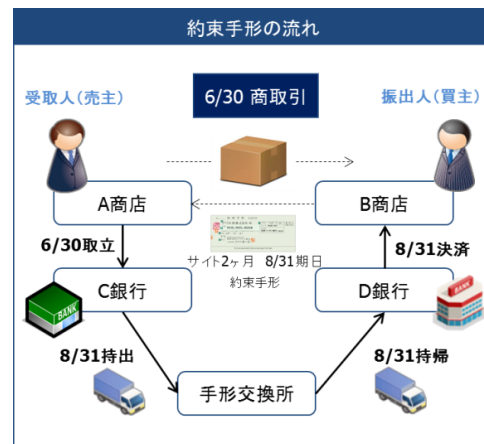
2. 手形・小切手の利用シーン

手形・小切手の利用シーンを把握するため、平成 30 年に全銀協（当検討会事務局）において、金融機関向けアンケート調査および利用者への金融機関からのヒアリング調査を実施した（概要は Appendix の【調査 2】および【調査 3】を参照）。

（1）約束手形の利用シーン

約束手形の最も一般的な利用シーンは代金の支払いである。

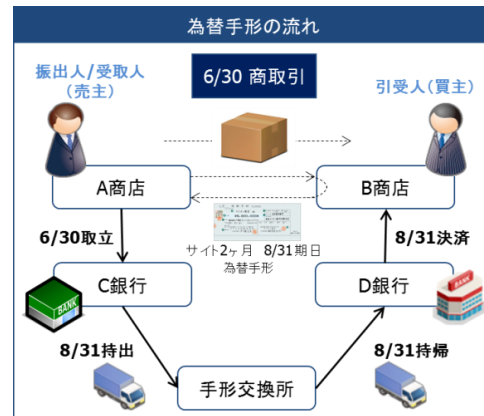
手形に支払期限を設定することで、買い手にとっては支払期日が遅くなり、与信を受けることと同様の効果がある。売り手は、銀行に手形を取り立てに出すことによって、期日に資金回収する。あるいは、金融機関に割引を依頼し、期日前に資金化することもできる。



（2）為替手形の利用シーン

為替手形の利用例の1つは、三者間ではなく、二者間で利用する方法である。

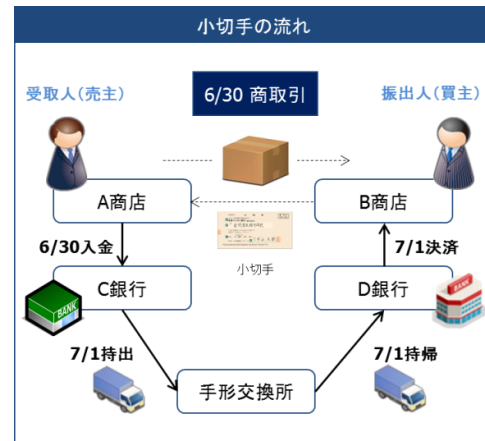
具体的には、売主が為替手形の振出人となり、買主が引受人、売主が受取人となることで、売主が約束手形を振り出した場合と同様の効果が得られる。



(3) 小切手の利用シーン

小切手の最も一般的な利用シーンは代金の支払いであり、現金の代替として利用される。

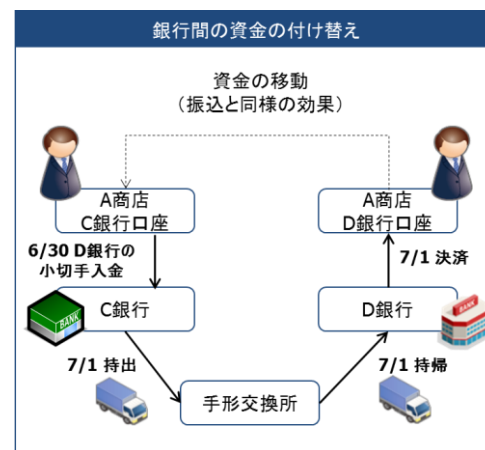
現金と異なり大量の紙幣や硬貨を持ち歩く必要がない、振込と異なり安価で同時履行性が高い、といった小切手特有の利便性がある。



商取引での代金の支払い以外でも、小切手が手形交換所を経由することがある。

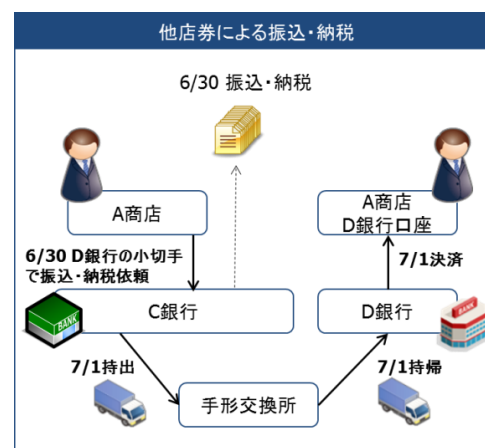
例えば、ある企業が異なる銀行に口座を保有し、当該口座間で資金移動を行う場合には、振込によらず、出金口座の小切手を入金口座に入金することで、手形交換制度により資金が移動する。

この場合には、通常、振込に比べて安価に資金移動ができる。



その他、窓口において振込や納税を他行の小切手で行うことにより、振込や納税の実施日の翌日まで資金が引き落とされないというメリットを享受できるケースがある（但し、銀行によって取扱いが異なる）。

このケースでも、小切手は手形交換所を経由することとなる。



平成 30 年に全銀協（当検討会事務局）において実施した、金融機関から利用者（顧客）サイドへのヒアリング調査（概要は Appendix の【調査 3】を参照）によると、手形・小切手を利用する場面は、商取引の支払いであるとの回答が多数であった。また、金額で支払手段を分けているケースがあることも確認された。

電子記録債権や振込ではなく、手形・小切手を利用している理由は、「相手先の希望」「業界慣行、取引先との従来からの慣例」との回答が多く、次いで、「相手が電子記録債権を知らない、利用していない」との回答が多かった。

（参考）Q. どのような場面で、手形または小切手を振出されていますか

回答	大企業	中小企業	小規模事業者	合計
商品（サービス）の代金の支払い	15	135	51	201
支払金額が一定以上のときに手形にする等	1	26	5	32
相手の希望	4	14	2	20
小切手を使い窓口での税公金・口座間資金移動	4	10	2	16
特定の相手先への支払（規模等）	2	5	3	10

【その他の回答】集金に来てもらったとき、その場で渡す必要がある（同時履行）、契約上決まっているから、等

（参考）Q. 電子記録債権や振込ではなく、なぜ手形または小切手をご利用になるのでしょうか

回答	大企業	中小企業	小規模事業者	合計
相手先の希望	15	53	18	86
業界慣行、取引先との従来からの慣例	2	54	27	83
相手が電子記録債権を知らない、利用していない	2	34	10	46
手数料が安い	1	11	3	15
支払サイトを確保できる	1	6	4	11

【その他の回答】発行枚数が少ない、相手方との取り決め・契約条件、電子取引はセキュリティが不安、決済手段をこれ以上増やしたくない、導入が手間だから、操作間違いしそうだから、仕組みが分からない、面談機会として利用、等

また、平成 29 年に全銀協が実施した、手形・小切手の利用実態調査に関する企業向けアンケート調査（概要は Appendix の【調査 1】を参照）によると、企業の約半数が手形・小切手を利用している[※]。

※ 同調査においては、1 枚でも振出または受取りがあれば「利用あり」に算入。

手形に関しては、大企業ほど利用枚数が多く（平均 126.6 枚／月）、小規模事業者においては平均 8.2 枚／月であった。

反対に、小切手に関しては、大企業においては平均 11.7 枚／月、小規模事業者においては平均 25.7 枚／月と、企業規模が小さいほど利用枚数が多いことがわかった。

(参考) Q. 貴社で利用している、取引先（販売先・仕入先いずれも含む）との決済方法について、以下からあてはまるものをすべてお選びください。（いくつでも）

		回答者数	現金	手形	小切手	一括支払	電子記録債権	その他
回答者全体		858	88.6 %	53.0 %	50.9 %	25.1 %	25.1 %	13.3 %
企業規模	大企業	281	84.3 %	58.0 %	47.0 %	37.0 %	38.8 %	18.5 %
	中小企業	260	91.2 %	53.8 %	56.9 %	22.3 %	22.3 %	12.3 %
	小規模事業者	317	90.2 %	47.9 %	49.5 %	16.7 %	15.1 %	9.5 %

(参考) Q. 貴社から他社に振出す手形について、1か月あたりの平均の枚数をお答えください。

		回答者数	10枚未満	～50枚	～100枚	～300枚	～500枚	～1000枚	1000枚以上	わからない	平均(枚)
回答者全体		185	47.6 %	33.0 %	6.5 %	9.2 %	2.2 %	1.1 %	0.5 %	0.0 %	59.0
企業規模	大企業	73	19.2 %	32.9 %	16.4 %	21.9 %	5.5 %	2.7 %	1.4 %	0.0 %	126.6
	中小企業	57	45.6 %	52.6 %	0.0 %	1.8 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	21.6
	小規模事業者	55	87.3 %	12.7 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	8.2

(参考) Q. 貴社から他社に振出す小切手について、1か月あたりの平均の枚数をお答えください。

		回答者数	10枚未満	～50枚	～100枚	～300枚	～500枚	～1000枚	1000枚以上	わからない	平均(枚)
回答者全体		200	72.5 %	24.0 %	2.5 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.5 %	0.5 %	19.0
企業規模	大企業	49	75.5 %	20.4 %	2.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	2.0 %	11.7
	中小企業	73	60.3 %	35.6 %	4.1 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	16.8
	小規模事業者	78	82.1 %	15.4 %	1.3 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %	1.3 %	0.0 %	25.7

このほか、平成30年1～2月に、全銀協（当検討会事務局）が9つの業界団体を対象に実施した、手形・小切手の利用実態についてのヒアリング調査では、電子化が進んでいく流れについては否定的な意見がなかった一方、コストやセキュリティを気にする声や、中小企業等への丁寧な対応を求める声があった。

(参考) 業界団体へのヒアリング結果

業界団体	主なコメント
港運業	中小企業が多いため、これまでの商慣習を電子化するには、丁寧な説明や十分な広報活動が必要ではないか
建設業 A	主な会員企業は中小企業であり、電子化については考えていない企業が多いと考えられる。電子化に当たっての経費がどの程度なのか留意している
建設業 B	主な会員企業は大手企業であり、既にでんさいを導入している企業も多く、電子化に当たってのハードルは無いように思う。今でも、半金半手の慣行は残っている
旅行業	電子化は世の中の流れであり、方向感の問題無い。IT化を進める際は、導入費用やランニングコストに見合うものが重要。補助金等もポイント
運輸業	トラックの購入費用を手形で購入していると聞いている。会員企業の生産性向上の観点から、デジタル化の啓蒙等を行っているが、セキュリティ面がポイント
卸売業 A	電子化を進めるうえでは、中小企業に対する周知・広報活動が重要ではないか。過去にでんさいのPRをしたことがあるが、あまり導入は進んでいないと感じている
卸売業 B	会員企業は手形を利用していると思う。会員企業には、本検討会の内容について情報提供を行ってほしい
卸売業 C	企業にとって、手形の印紙代負担は大きい。電子化を進めるのであれば、一気に変えてしまった方がよい。ITリテラシーも銀行が丁寧に説明すれば対応可能
製造業	下請け法により支払い方法に関して変革の時期にあり、今後、手形・小切手利用が減少し、現金（振込）決済が増えていくのは間違いないのではないかと

3. 手形・小切手の利用実態

(1) 手形・小切手を利用する理由、メリット・デメリット

平成 29 年に全銀協が実施した手形・小切手の利用実態に関する企業向けアンケート調査（概要は Appendix の【調査 1】を参照）によると、手形・小切手ともに、振出側からは「資金支払いまで猶予期間を確保可能」「多額の現金の取扱いが不要」といった、利用することによる明確なメリットがある旨の回答が多かった一方、受取側では「メリットはない」という回答が多数だった。

デメリットについては、手形では振出側・受取側ともに、「手数料や管理の費用・手間といったコストの負担」という回答が多かった。小切手は、振出側では「デメリットはない」「小切手帳購入代金等」という回答が多数であった一方、受取側では、現物の受取や現物管理といった紙の存在に起因するデメリットをあげる回答が多数であった。

		メリット	デメリット
手形	振出	「資金支払いまで猶予期間を確保可能」が 64%で最多。「買掛金・資金繰りの管理が容易」は 56%、特に小規模企業者では 71%と多い	「手形帳購入代金、印紙代金等が負担」、「訪問や郵送等の搬送が必要で面倒」など、代金負担や手間が挙がる
	受取	「メリットはない」が 65%で最多。「売掛金の管理・消込が容易」、「裏書譲渡ができる」も 1~2 割挙がる	「取立手数料、印紙代金等が負担」が 63%と最多。次いで「不渡のリスクがある」「現物管理が面倒」が挙がる
小切手	振出	「多額の現金の取扱いが不要」が 62%と、突出して多い	「デメリットはない」が 43%と最多。次いで、「小切手帳購入代金等が負担」が 37%
	受取	「メリットはない」が 43%で最多。次いで「多額の現金の取扱いが不要」が 39%	「訪問や郵便等での受け取りが面倒」、「現物管理が面倒」が上位で 3~4 割。「デメリットはない」も 24%みられる

(2) 手形・小切手の今後の利用意向

平成 30 年に全銀協（当検討会事務局）において三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社（以下「MURC」という。）に委託して行った調査（概要は Appendix の【調査 4】を参照）によると、手形については、振り出している事業者の 33%が「やめたい」、44%が「やめたいが、やめられない」、22%が「やめたくない」と回答しており、受け取っている事業者の 38%が「やめたい」、51%が「やめたいが、やめられない」、11%が「やめたくない」と回答している。また、小切手については、振り出している事業者の 27%が「やめたい」、27%が「やめたいが、

やめられない」、47%が「やめたくない」と回答しており、受け取っている事業者の33%が「やめたい」、35%が「やめたいが、やめられない」、32%が「やめたくない」と回答している。

手形・小切手の振出・受取側ごとの「やめたい理由」「やめられない理由」「やめたくない理由」によれば、手形の振出を「やめたい理由」は、「手形購入代金・印紙代等の負担」が47%で最も多く、各種の事務負荷に関する理由がそれぞれ3~4割の回答であった。「やめられない理由」は「業界の商習慣」が61%で最も多く、次いで、「受取側が電子記録債権を利用していないから」という理由が41%であった。

一方で、手形の振出を「やめたくない理由」としては、「支払サイトを確保したい」が62%で最も多かった。

次に、手形の受取を「やめたい理由」は、「支払を繰延せずに現金で払って欲しい」が60%で最も多く、次いで、「不渡のリスク」「取立手数料・印紙代等の負担」が40%強の回答であった。「やめられない理由」は「振出側が手形による支払いを希望している」という理由が71%であった。

一方で、手形の受取を「やめたくない理由」としては、「トータルの費用負担が少額である」が52%で最も多く、次いで「裏書譲渡ができる」が32%、「振込は手数料負担がある」が29%であった。

次に、小切手の振出を「やめたい理由」は、「小切手帳購入代金等の負担」という理由が42%で最も多く、各種の事務負荷等に関する理由もそれぞれ3割程度あった。「やめられない理由」は「受取側が小切手による支払いを希望している」という回答が46%あった他、「業界の商慣習」「自社の考え方」という回答が3割程度あった。

一方で、小切手の振出を「やめたくない理由」としては、「振込等と比べて手間がかからない」が67%で最も多く、次いで「多額の現金の取扱いが不要」が45%であった。

最後に、小切手の受取を「やめたい理由」は、「訪問や郵送等での受取が面倒」が42%で最も多く、各種の事務負荷に関する理由が3割前後の回答であった。「やめられない理由」は「振出側が小切手による支払いを希望している」という理由が65%であった。

一方で、小切手の受取を「やめたくない理由」としては、「多額の現金の取扱いが不要」が59%で最も多く、次いで「短期の資金化が可能」が43%、「振込は手数料負担がある」が40%であった。

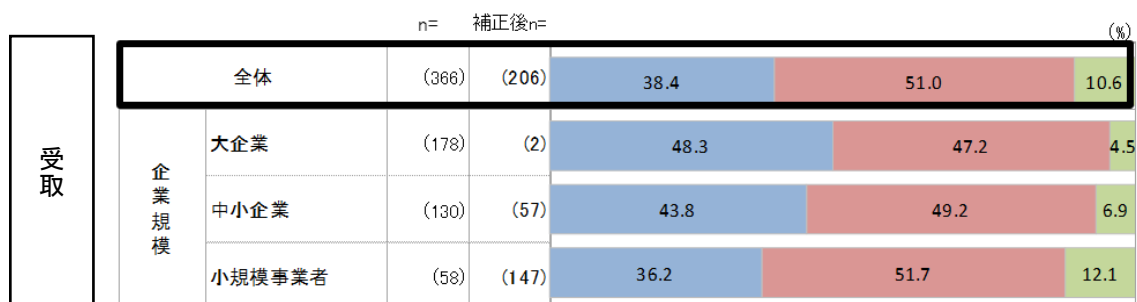
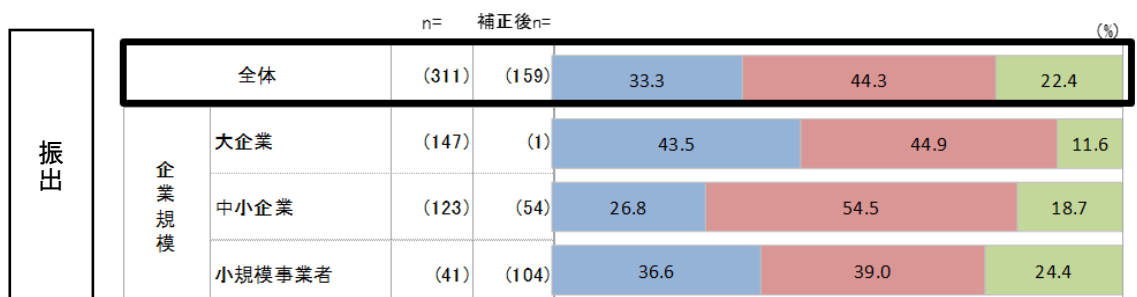
(参考)「やめたい理由」「やめられない理由」「やめたくない理由」

		やめたい理由	やめられない理由	やめたくない理由
手形	振出	<ul style="list-style-type: none"> ■「手形購入代金・印紙代等の負担」が47% ■他は、各種の事務負担に関する理由がそれぞれ3~4割の回答 	<ul style="list-style-type: none"> ■「<u>業界の商習慣</u>」が61% ■次いで、「受取側が電子記録債権を利用していないから」という理由が41% 	<ul style="list-style-type: none"> ■「<u>支払サイトを確保したい</u>」が62%
	受取	<ul style="list-style-type: none"> ■「<u>支払を繰延せず現金で払って欲しい</u>」が60% ■次いで、「不渡のリスク」「取立手数料・印紙代等の負担」が40%強 	<ul style="list-style-type: none"> ■「<u>振出側が手形による支払いを希望している</u>」という理由が71% 	<ul style="list-style-type: none"> ■「<u>トータル費用負担が少額である</u>」が52% ■次いで、「裏書譲渡ができる」が32% ■「振込は手数料負担がある」が29%
小切手	振出	<ul style="list-style-type: none"> ■「<u>小切手帳購入代金等の負担</u>」という理由が42% ■事務負担等に関する理由もそれぞれ3割程度 	<ul style="list-style-type: none"> ■「<u>受取側が小切手による支払いを希望している</u>」が46% ■他は、「業界の商慣習」「自社の考え方」が3割程度 	<ul style="list-style-type: none"> ■「<u>振込等と比べて手間がかからない</u>」が67% ■「多額の現金の取扱いが不要」が45%
	受取	<ul style="list-style-type: none"> ■「<u>訪問や郵送等での受取が面倒</u>」が42% ■各種の事務負担に関する理由が3割前後の回答 	<ul style="list-style-type: none"> ■「<u>振出側が小切手による支払いを希望している</u>」という理由が65% 	<ul style="list-style-type: none"> ■「<u>多額の現金の取扱いが不要</u>」が59% ■次いで「短期の資金化が可能」が43% ■「振込は手数料負担がある」が40%

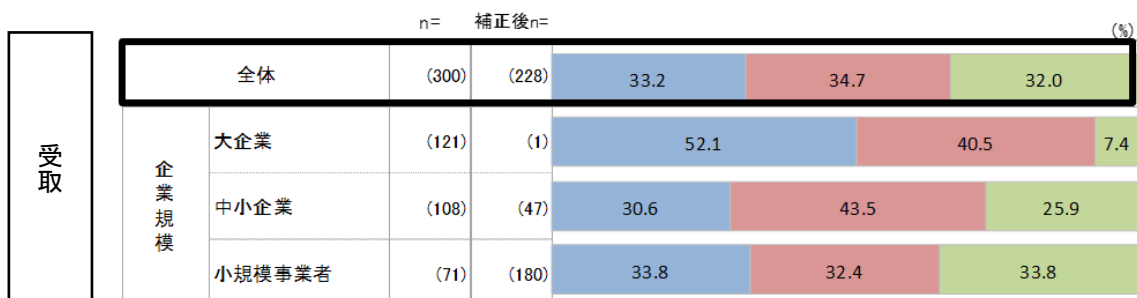
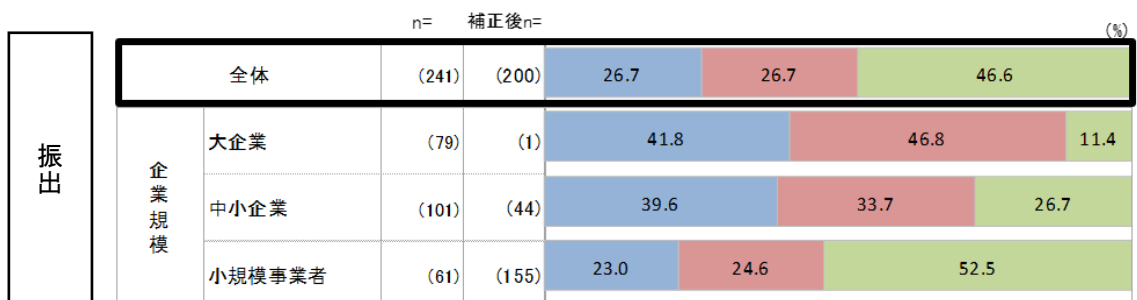
企業規模別に見ると、大企業は手形・小切手の取扱いをやめたい意向が相対的に多く、中小企業はやめたいがやめられない意向が多く、規模の小さい事業者ほどやめたくないとの意向が多かった。

特に、小切手の振出に関する小規模事業者の意向は、取扱いをやめたくない意向がやめたい（やめたいがやめられないを含む）意向を上回った。

(参考) 企業規模別の手形の今後の利用意向 (■ やめたい ■ やめたいがやめられない ■ やめたくない)



(参考) 企業規模別の小切手の今後の利用意向



また、平成 30 年に全銀協において実施した、金融機関から利用者サイドへのヒアリング調査（概要は Appendix の【調査 3】を参照）によると、手形・小切手を利用する業界慣習があるとする回答が 58.9%であった。手形・小切手の業界慣習を変えることは困難で、変える必要がないとの回答が多かった。また、業界慣習を変える場合の方法としては、国や業界団体等トップダウンのアクションを求める回答が多く、世代交代・意識改革との意見もあった。

（参考）業界慣習（利用者サイドへの金融機関からのヒアリング調査）（概要は Appendix の【調査 3】を参照）

Q. 貴社の業界に、手形（または小切手）を利用することになっている業界慣習はありますか

	ある	ない	わからない
業界慣習	178	87	37
	58.9%	28.8%	12.3%

Q. 業界慣習を変えるにはどうしたらいいと思いますか

回答	卸売・小売	製造	建設	運輸・倉庫	サービス	その他	合計
変えるのは困難 変える必要なし	13	9	8	3	2	2	37
法改正や国による施策	4	8	2	2	1	0	17
業界団体からの働きかけ	4	3	3	4	1	0	15
手形の廃止	5	5	1	1	1	0	13
まずは元請や大手が移行する	3	2	5	0	0	1	11
オーナーの世代交代・意識改革・企業のIT化	6	1	1	1	0	1	10
社会的に廃止の方向感が出てくれば、おのずと移行	5	0	5	0	0	0	10

【その他の回答】電子記録債権の周知広報、取引先との話し合い、政府（所管省庁）からの働きかけ、他の安価な決済手段、金融界一丸となった取組み、等

平成 30 年に全銀協において実施した、金融機関向けアンケート調査（概要は Appendix の【調査 2】を参照）によると、個人（パーソナルチェック）の利用は約 19 千人、一人当たり年間 4.6 枚の利用であり、預金小切手の流通枚数は、年間約 76 万枚と推計される。

（参考）パーソナルチェック、預金小切手の利用状況（金融機関向けアンケート調査）（概要は Appendix の【調査 2】を参照）

（単位：千枚/人・社）	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信託銀行	信用金庫	信用組合	系統金融機関等	全体
パーソナルチェック利用顧客数（延べ数）	10.5千人	5.5千人	0.5千人	0.4千人	1.4千人	0.7千人	-	19.1千人
パーソナルチェック利用枚数	43.3千枚	17.3千枚	4.6千枚	0.3千枚	21.7千枚	1.8千枚	-	88.9千枚
預金小切手発行枚数	42千枚	187千枚	61千枚	4千枚	425千枚	8千枚	36千枚	755千枚

第3章 電子化の方法

手形・小切手機能の電子化の方法としては、日本の生産性向上、社会的コストの削減、人手不足への更なる対応の早期実現、そして全体としての企業の対応容易性の観点から、既存の商品・サービスで代替することが最も効率的と考えられる。

本検討会では、約束手形については、現行の手形と同様の機能を有することを確保することも踏まえて法整備された経緯もあり、機能的には手形を代替する「電子記録債権」を、小切手・為替手形については、資金の即時支払に対応している「振込」を電子化の方法として検討することとした。

現行	将来	論点
約束手形	電子記録債権	<ul style="list-style-type: none"> ・電子記録債権は、現行の手形と同様の機能を有することを確保することも踏まえて法整備された経緯もあり、機能的には手形を代替 ・電子記録債権導入にはインターネットバンキング等のIT環境が必要であり、企業の経理事務のIT化は課題。自社だけでなく、相手企業の利用も条件 ・電子記録債権の使い勝手に関する検証・見直し
小切手 ・ 国内の 為替手形	振込	<ul style="list-style-type: none"> ・振込の24時間/365日化により、時間的な制約が克服され、利便性が向上 ・商品・サービスの授受と振込の同時履行・即時確認への対応に課題

また、平成30年に全銀協（当検討会事務局）において、MURCに委託して実施した手形・小切手の社会的コストの実態調査（概要はAppendixの【調査4】を参照）においても、次頁以下に示すとおり、既存の商品・サービスの中で「手形・小切手を代替する資金決済手段として最も可能性の高いもの」として、手形については「振込（EB、FB[※]）」が41%、「電子記録債権」が24%、「振込（窓口、ATM）」が24%、小切手については「振込（EB、FB）」が51%、「振込（窓口、ATM）」が32%、「現金」が12%という回答であった。

※ EB、FB：エレクトロニックバンキング、ファームバンキングの略。インターネット回線等を利用して、電子的に銀行取引を行うサービス。

第2章で述べたとおり、手形・小切手の利用シーン、態様はさまざまであるが、この実態調査からも「電子記録債権」と「振込」によって概ね対応が可能と考えられる[※]。

※ 手形・小切手を代替する資金決済手段について、8割以上の利用者が「電子記録債権」と「振込」を挙げている

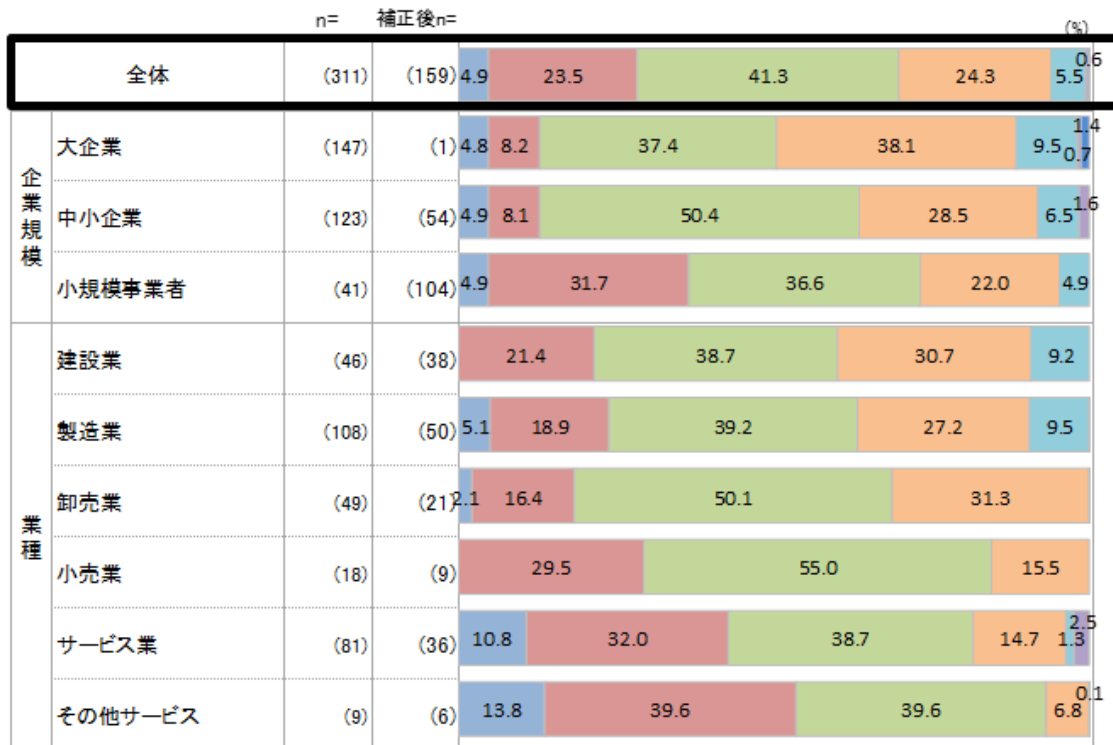
今後は、たとえば白地手形や手形の個人利用、小切手授受における同時履行性といった特性を「電子記録債権」や「振込」で代替することについて継続検討していく。

(参考) 紙の手形・小切手振出を代替する資金決済手段

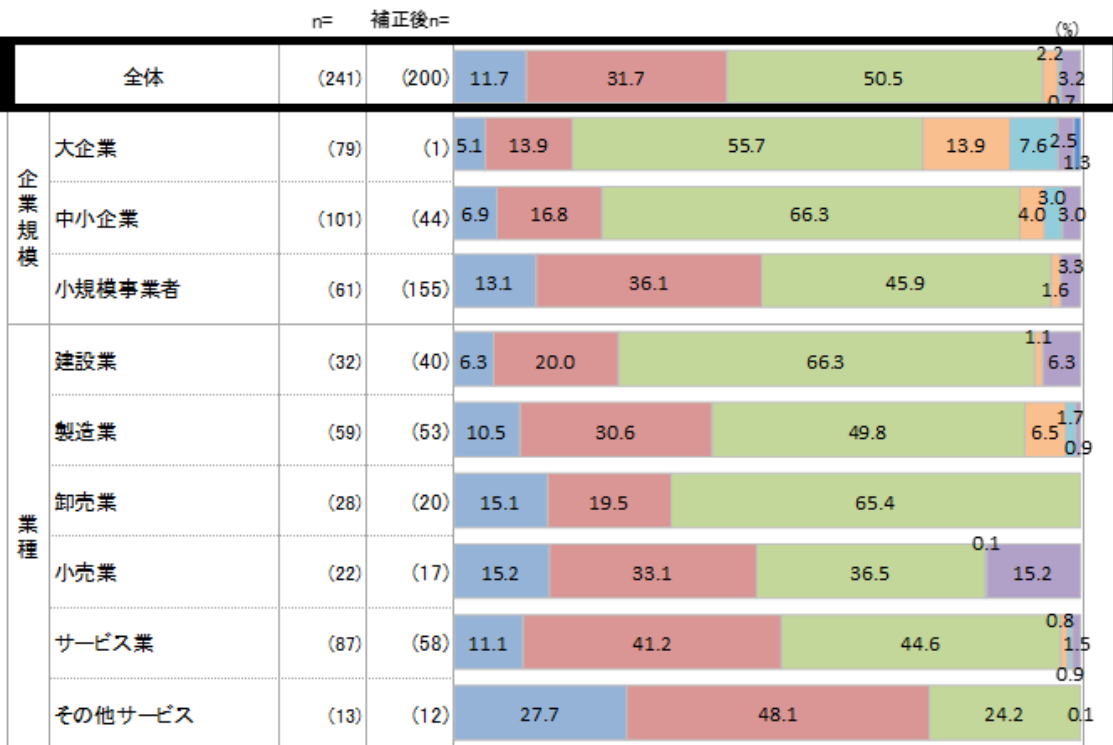
- 紙の手形を代替する資金決済手段は、振込が65%。でんさい等の電子記録債権は24%
- 紙の小切手を代替する資金決済手段は、振込が82%、次いで現金が12%

Q. 手形の代替決済手段として最も可能性の高いものは何だと思うか

(現金 振込 (窓口、ATM) 振込 (EB、FB) 電子記録債権 ファクタリング クレジットカード その他)



Q. 小切手の代替決済手段として最も可能性の高いものは何だと思うか



第4章 電子化によるコスト削減効果の検討状況

1. 利用者のコスト削減効果について

電子化による「利用者」側のコスト削減効果について、平成 30 年に全銀協（当検討会事務局）が MURC に調査を委託（概要は Appendix の【調査4】を参照）。便宜的に、手形はでんさい、小切手は EB（エレクトロニックバンキング）による振込に完全に移行すると仮定し、試算した。試算にあたっては、手形・小切手決済の各業務に含まれる詳細プロセスごとに分析した。

なお、本試算は、検討会において内容の検証は行われておらず、銀行手数料や支払いサイド・受取サイドの間の取引条件（振込手数料を受取人負担としているか否かなど）の変動は勘案していない。

MURC による本試算では、全体で年間 1,114 億円のコスト削減効果が得られるとされたが、試算結果に対して、検討会の委員等から下記のような指摘があった。今後、検討会での意見を踏まえ、適切な検証を実施する必要がある。

検討会の委員からは、でんさい・EB の導入費用（PC 購入費用等）やスイッチングコスト（システム改修費用、事務プロセスの変化に伴う従業員の教育コストや取引先との調整コスト、商取引契約更新のコスト等）が含まれていない点、一方で、手形・小切手の導入費用（チェックライター購入等）が試算に含まれている点などが指摘された。

また、企業の規模や手形・小切手の取扱量といった利用状況に応じた利用主体毎に、コスト削減効果は区々であると考えられるが、こういった点が考慮されていないことを指摘する意見もあった。

さらに、これらの試算は、現在利用可能な手段による電子化を進めることによる効果を検討しているものであり、紙の手形・小切手が廃止されることによる影響を捉えるものではないことが指摘された。

(参考) 利用者のコスト削減効果【検証前】

(億円)

	紙の手形・小切手 の場合にかかる コスト	電子化した場合 にかかるコスト	紙から電子へ移 行した場合のコ スト増減額
人件費	749	351	▲399
システム・諸経費	196	0	▲196
機械化・IT 導入費用	121	0	▲121
手形・小切手郵送費	62	0	▲62
領収書郵送費	13	0	▲13
紛失等リスク費用	0.2	0.0	▲0.2
銀行手数料	128	577	449
用紙交付手数料	24	0	▲24
取立手数料	104	0	▲104
でんさい：発生記録手数料	0	128	128
でんさい：譲渡記録手数料	0	23	23
でんさい：入金手数料	0	41	41
EB 振込手数料	0	232	232
EB 初期契約料 ^{注)} ・月額利用料	0	153	153
印紙	969	0	▲969
手形印紙代	272	0	▲272
領収書印紙代	697	0	▲697
合計	2,042	928	▲1,114

注) EB 初期契約料はこのうち約 2 億円（金融機関セグメント毎の EB 未利用者上位 5 行の平均手数料を使用して試算）

手形・小切手の振出／受取サイド別で見ると、手形機能の電子化について、振出サイドでは約 245 億円、受取サイドでは約 497 億円のコスト削減効果があるとされた。振出サイドは、銀行手数料が増える見込みであるものの、人件費、システム・諸経費、印紙代でそれぞれコストの減少が見込めるため、全体としてコスト削減効果が出ている。受取サイドでは、人件費、銀行手数料、システム・諸経費、印紙代の全ての費目でコストの減少が期待できるとの試算結果となった。

一方、小切手機能の電子化については、受取サイドではコスト削減効果があるが、振出サイドではコスト増となる。振出サイドは、人件費やシステム・諸経費のコストの減少は見込めるが、小切手 1 枚あたりの振出コストと比べ EB による振込コストが一般的に割高であるため、コストが増加する見込みとの結果となった。受取サイドでは、人件費、システム・諸経費、銀行手数料、印紙代の全ての費目でコストの減少が期待できるとの試算結果となった。

(参考) 利用者のコスト削減効果 (取引別、振出／受取サイド別) 【検証前】

(億円)

	手形→でんさい 〈振出〉			手形→でんさい 〈受取〉			小切手→EB 〈振出〉			小切手→EB 〈受取〉		
	手形	でんさい	手形→ でんさい	手形	でんさい	手形→ でんさい	小切手	EB	小切手 →EB	小切手	EB	小切手 →EB
人件費	162	101	▲ 61	198	79	▲ 119	187	126	▲ 61	203	45	▲ 158
システム・諸経費	57	0	▲ 57	45	0	▲ 45	61	0	▲ 61	34	0	▲ 34
機械化・IT導入費用	32		▲ 32	39		▲ 39	24		▲ 24	26		▲ 26
手形・小切手郵送費	25		▲ 25				37		▲ 37			
領収書郵送費				5		▲ 5				8		▲ 8
紛失等リスク費用	0.06		▲ 0.06	0.08		▲ 0.08	0.01		▲ 0.01	0.01		▲ 0.01
銀行手数料	7	151	144	103	41	▲ 62	17	385	368	1	0	▲ 1
用紙交付手数料	7		▲ 7				17		▲ 17			
取立手数料				103		▲ 103				1		▲ 1
でんさい:発生記録手数料		128	128									
でんさい:譲渡記録手数料		23	23									
でんさい:入金手数料					41	41						
EB振込手数料								232	232			
EB初期契約料 ¹⁾ ・月額利用料								153	153			
印紙	272	0	▲ 272	272	0	▲ 272	0	0	0	425	0	▲ 425
手形印紙代	272		▲ 272									
領収書印紙代	0			272		▲ 272				425		▲ 425
合計	497	252	▲ 245	617	120	▲ 497	265	511	246	663	45	▲ 618

注) EB 初期契約料はこのうち全体で約 2 億円 (金融機関セグメント毎の EB 未利用者上位 5 行の平均手数料を使用して試算)

2. 金融機関のコスト削減効果について

平成 30 年に全銀協（当検討会事務局）が実施した金融機関向けアンケート調査（概要は Appendix の【調査 2】を参照）によると、金融機関の手形・小切手の取扱コスト（人件費やシステム経費等）は、現時点の概算で年間約 380 億円と試算される（ただし、本試算においては、電子化推進に要する人件費やシステム経費等は考慮していない）。

前述した、電子化により銀行に支払われる手数料の増額分の約 450 億円と合わせると、金融機関にとっては概算ベースで年間約 830 億円の損益改善効果（税引前）があると試算される。

	都市銀行	地方銀行	第二地方 銀行	信託銀行	信用金庫	信用組合	系統金融 機関等	合計
手形・小切手の 取扱いコスト (年間) 【概算・試算】	67 億円	121 億円	46 億円	1 億円	120 億円	17 億円	7 億円	380 億円

3. 今後の取組み

今後は、検討会での指摘も踏まえ、試算の内容を全般にわたって精査し、導入コストやスイッチングコスト等を踏まえた適切な検証を実施する必要がある。また、手形をでんさいに、小切手をEBによる振込に置き換えた場合に想定される関係者ごと（中小企業をはじめとする産業界、金融界、その他）のコスト構造の変化を踏まえ、手形・小切手機能の電子化推進のための方策（商品利便性の向上・導入支援施策などの還元策等）を議論していく。

第5章 電子化の法的な論点

手形・小切手機能の電子化を検討するにあたり、関係する条約・法令の確認と、電子化に伴う法令上の差分の確認を行うことを目的に、法務ワーキンググループにおいて、以下の5点を確認した。

1. ジュネーブ条約に関する論点

日本の手形法・小切手法は、昭和5年・昭和6年にジュネーブで締結された「為替手形及び約束手形に関し統一法を制定する条約」および「小切手に関し統一法を制定する条約」（以下、ジュネーブ条約という。）にもとづき、制定・施行されている*。

※ 手形法は昭和7年、小切手法は昭和8年に制定され、ともに昭和9年1月施行

本検討会においては、海外との貿易取引に関わる手形・小切手について検討の対象外としており、こうした国際的に利用される手形・小切手については、引続き、現行の手形法・小切手法にもとづき運用されることとなる。

よって、国内の取引に関わる手形・小切手の取扱いが停止されたとしても、直ちに手形法・小切手法を改正することは想定されず、ジュネーブ条約との関係では特段影響がないと考えられる。

2. 手形法・小切手法上の論点

手形法・小切手法は、金融機関での手形・小切手の取扱いや手形交換所の存在・機能が前提とされており、電子化によって、仮に金融機関が手形・小切手の取扱いを停止する、あるいは手形交換所が廃止されるとなった場合の、手形法・小切手法上の問題を確認した。

手形法・小切手法における「銀行」「手形交換所」の記載のある条文は、手形法に3つ（38条、48条、83条）、小切手法に7つ（3条、31条、37～39条、59条、69条）あり、いずれもその存在が前提となっているが、金融機関による手形・小切手の取扱いや手形交換所の設置が義務として規定されていることもなく、仮に取扱い停止・手形交換所廃止となった場合も、これらがその事実のみをもって法令違反となることはないと考えられる。

ただし、金融機関が申し合わせたうえで手形・小切手の取扱いを一斉に停止あるいは手形交換所を廃止するとなると、独占禁止法の問題が生じる可能性があり、この点については今後確認していく必要がある。

条文番号	項目
手形法 38条	手形交換所における呈示
手形法 48条	満期前請求における割引に利用する「銀行率」
手形法 83条	手形交換所の法務大臣の指定
小切手法 3条	支払人としての銀行
小切手法 31条	手形交換所における呈示
小切手法 37条	線引の定義
小切手法 38条	線引の支払
小切手法 39条	手形交換所の不渡の証明
小切手法 59条	「銀行」の定義
小切手法 69条	手形交換所の法務大臣の指定

3. 手形と電子記録債権の法制度における差分（全般）

約束手形を電子化する方法として電子記録債権を挙げていることを踏まえ、手形と電子記録債権の間に存在する法的な差分（全般）について改めて比較・検証することとした。

比較・検証の結果、手形と電子記録債権では下表のような差分が存在するものの、実務上の工夫により類似の機能を実現することが可能であり、他方、電子記録債権には手形には認められない機能が認められることもあるなど、総合的に勘案すれば、法的な差分について実務上とくに問題は認められないとの結論に至った。

相違点	手形	電子記録債権
①為替手形 ✓ 手形法第1条～第74条	<ul style="list-style-type: none"> 振出人が支払人に宛てて、受取人その他の証券の正当所持人に一定の金額の支払を委託することが可能 	<ul style="list-style-type: none"> 発生記録における当事者が、一定の金額の支払を他人に委託し、当該他人が引受けをすることによって支払義務を負うとする為替手形類似の機能は設けられていない。
【弁護士に確認した事項】 電子記録債権においては、為替手形類似の規定がない。ただし、でんさいでも債権者請求方式と譲渡記録を用いることで、実務上、類似効果を実現可能。仮に新たな仕組みを検討する場合は、あらかじめ法的な確認を行う		
②記録事項の限定 ・任意的記録事項の制限 ✓ 手形法第5、11条等 ✓ 電子記録債権法第16,18,32条等	<ul style="list-style-type: none"> 手形法第1条に定める必要的記載事項のほか、いくつかの任意的記載事項(利息文句、裏書禁止文句等)を法定 	<ul style="list-style-type: none"> 任意的記録事項については、記録機関において記録できる事項を制限することが可能 なお、一部の記録を制限する場合には、制限する旨を記録すること、業務規程等で制限する旨を定めることが必要 ※例として、でんさいネットにおいては、利息の定め、質権の設定等を行えない旨、業務規程で制限
【弁護士に確認した事項】 実務上問題が無いと考えられるが、今後、業務規程において変更する点が生じれば、改めて法的な確認を行う		
③不渡制度(支払不能処分制度) ✓ 東京手形交換所規則第62条等 ✓ でんさいネット業務規程第48条等 ※本件は、法令上の相違点ではなく、制度上の類似点となる。	<ul style="list-style-type: none"> 手形法上の定めなし 手形交換所規則にもとづき、6か月以内に2回の不渡りを出した者について取引停止処分 <ul style="list-style-type: none"> ① 2年間 ② 当該処分付した手形交換所に属する金融機関における ③ 当座勘定および貸出取引が禁止 	<ul style="list-style-type: none"> 電子記録債権法上の定めなし でんさいネットにおいては、業務規程等にもとづき、6か月以内に2回の支払不能でんさいを出した者について取引停止処分 <ul style="list-style-type: none"> ① 2年間 ② でんさいネットの全参加金融機関における ③ 債務者としてのでんさいの利用および貸出取引が禁止
【弁護士に確認した事項】 実務上問題が無いと考えられるが、今後、業務規程において変更する点が生じれば、改めて法的な確認を行う		
④利得償還請求権 ✓ 手形法第85条	<ul style="list-style-type: none"> 手形により生じた権利が手続の欠缺または事項によって消滅した場合には、手形の所持人に利得償還請求権あり 	<ul style="list-style-type: none"> 手形における利得償還請求権類似の請求権なし
【弁護士に確認した事項】 利得償還請求権は、手形の消滅時効が短い場合があること、また、手形の訴求権を保全のためには厳格な手続きが求められることから、手形債権者が手形上の権利を失いやすくなっており、そのために特別に認められたもの。他方、電子記録債権は、①消滅時効は特別に短いわけではないこと、②保証記録が記録原簿に記録されており、電子記録保証人等に履行を請求するにあたり、特別な手続きを取る必要がないことから、利得償還請求権で公平を図る必要性に乏しく、電子記録債権法に利得償還請求権は設けられていない(電子記録債権立法時の考え方)。施行後も、実務上で本件が問題となったことはなく、問題はないと考えられる		

相違点	手形	電子記録債権
⑤訴訟制度 ✓ 民事訴訟法第350条	<ul style="list-style-type: none"> 手形においては証拠を書証に制限する等の簡易な訴訟制度である手形訴訟が設けられている 	<ul style="list-style-type: none"> 簡易な訴訟制度は設けられていない
	<p>【弁護士に確認した事項】</p> <p>電子記録債権は、①書面の存在を前提としておらず、当事者の請求に基づいて電子債権記録機関が記録する電子的記録を基礎としており、書証に証拠を制限する簡易な訴訟での審理がなされない可能性、②任意的記録事項が柔軟に認められているところから、当該事項の解釈、効力をめぐって争いが生じることが予想されること、③最近の司法制度改革による民事訴訟の迅速化のため、特別な訴訟制度を設けなくとも、迅速な裁判が行われると予想されること、から簡易裁判制度は設けられていない(電子記録債権立法時の考え方)。施行後も、実務上で本件が問題となったことはなく、問題はないと考えられる。</p>	
⑥白地手形の補充性 ✓ 手形法第10条	<ul style="list-style-type: none"> 必要的記載事項の一部を空欄のまま振り出すことができ(白地手形)、このとき、振出人は、手形所持人にそれを補充する権利(白地補充権)を付与 なお、手形法では、白地補充権の濫用に関する規定(第10条)しか設けておらず、白地手形に係る法律問題は解釈に委ねられている 	<ul style="list-style-type: none"> 電子記録債権では、発生記録を記録するに当たっては、電子記録債権法第16条第1項に定める必要的記載事項をすべて記録しなければならない なお、電子記録債権の内容が記録原簿への記録内容により決められるという電子記録債権の概念と相いれないおそれがあること等から、白地の電子記録債権は認められていない
	<p>【弁護士に確認した事項】</p> <p>電子記録債権では、発生記録に必要な記載事項すべてを記録する必要があるが、白地手形と同様の利用方法を想定していない。白地手形類似のものは、電子記録債権の概念と相容れず、また、仮に白地部分の補充を後から認めるとしても、その適正性が記録機関に判断できないなどの理由から、電子記録債権立法時に整理された経緯にある。白地手形の利用実態を調査のうえ、利用者への周知が重要となると考えられる。</p>	
⑦券面の不存在 ✓ 手形法第1条等 ✓ 電子記録債権法第3条等	<ul style="list-style-type: none"> 権利内容を券面に記載 	<ul style="list-style-type: none"> 権利内容を記録原簿に記載
	<p>【弁護士に確認した事項】</p> <p>権利内容の記載・記録場所を定めるものであり、紙と電子記録という記載・記録場所の性質に伴う差分であって、実務上問題ないと考えられる</p>	
⑧債権の一部譲渡 ✓ 電子記録債権法第43条	<ul style="list-style-type: none"> 手形債権の一部のみを譲渡することはできない 	<ul style="list-style-type: none"> 電子記録債権は、分割記録を行うことにより分割譲渡することができる
	<p>【弁護士に確認した事項】</p> <p>電子記録債権の方が利用者にとって利便性は高く、実務上問題ないと考えられる</p>	
⑨双方請求 ✓ 電子記録債権法第5条第1項	<ul style="list-style-type: none"> 手形法上、手形行為の成立要件は定められておらず、成立要件については、手形行為者とその相手方との手形の授受を介した意思の合致により契約が成立するとする説、手形行為は単独行為であり、相手方への交付は要するが承諾の意思表示は不要とする説等、諸説あり 	<ul style="list-style-type: none"> 電子記録の請求は、法令に別段の定めがある場合を除き、電子記録権利者及び電子記録義務者双方が行わなければならないが、単独請求では成立しない旨を規定 ただし、でんさいでは、同時に、業務規程第26条に、電子記録権利者(債権者)が電子記録義務者(債務者)に発生記録等の請求権限を付与することを定めており、債務者単独での発生記録等の記録が可能
	<p>【弁護士に確認した事項】</p> <p>明確に差分はあるが、でんさいは業務規定で請求権限の付与が規程されているほか、手形も相手があって振り出されている現状を鑑みれば、実務上の問題はないと考えられる</p>	
⑩裏書人、譲渡人の担保責任 ✓ 手形法第15条第1項 ✓ 手形法第77条第1項1号 ✓ 電子記録債権法第31条	<ul style="list-style-type: none"> 手形債権の譲渡人である裏書人は、裏書(手形債権の譲渡)により、当該債務の支払いについて、担保責任(遡求義務)を負担する 	<ul style="list-style-type: none"> 電子記録債権の譲渡人は、譲渡により担保責任を当然に負担することは予定されておらず、手形の場合と異なり、電子記録債権の譲受人は、譲渡人に対して遡求権を有しない 電子記録債権の譲受人が、譲渡人に対して当該債権の支払いについて担保責任を求める場合、譲渡人が保証記録をすることにより、電子記録債権の支払いについて担保できる
	<p>【弁護士に確認した事項】</p> <p>保証記録により、同様の効果が維持できることから、実務上の問題はないと考える</p>	
⑪監督の相違 ✓ 手形法第83条 ✓ 電子記録債権法第51条～85条、91条、92条	<ul style="list-style-type: none"> 手形法上、支払呈示の効力を有する手形交換所は、法務大臣が指定 交換所に対する監督や手形交換所規則について、法令上の規定はない(実務慣行として、法務大臣指定交換所が交換所規則を改正した場合には、法務省に届出) 	<ul style="list-style-type: none"> 主務大臣は、法務大臣と内閣総理大臣に委任された金融庁 主務大臣は、申請により、電子債権記録機関を指定する。その要件は、電子記録債権法に明記 主務大臣は、電子債権記録機関に対し、報告及び検査の権限を有し、業務改善命令を出すことができる
	<p>【弁護士に確認した事項】</p> <p>電子債権記録機関に対する要件や監督事項は、手形交換所に比べて詳細に規程されている。実務上問題ないと考えられる</p>	
⑫消費者としての個人の利用 ✓ でんさいネット業務規程第11条	<ul style="list-style-type: none"> 法令上は個人の利用に制限はない。 マル専手形が存在しており、消費者としての個人の利用も可能。 	<ul style="list-style-type: none"> 法令上は個人の利用に制限はない。 でんさいネットについては、個人である利用者(保証人等を除く)は、事業以外の目的で、でんさいを利用することができない。
	<p>【弁護士に確認した事項】</p> <p>消費者としての個人の利用実態を調査のうえ、利用者への周知が重要となると考えられる</p>	

一方、白地手形および消費者としての個人の利用実態(上表⑥および⑫)については、実務影響を検証していく必要があることがわかった。

4. 金融機関実務における手形と電子記録債権（事例）

前項で述べた手形と電子記録債権の間に存在する法的な差分（全般）に加え、金融機関実務における差分として、債権回収時の手形と電子記録債権の法的実務の差分（商事留置権、差押え等のプロセス等）を下表のとおり整理した（なお、現在も金融機関は実務上の差分を認識したうえで取扱いをしており、電子化の障害にはならないと考えられる。）。

手形の場合の実務の事例

イベント		備考
1	取引先（債務者）が期限の利益を喪失	銀行取引約定書
2	銀行（債権者）が占有する手形は、別除権のある商事留置権により、銀行が留置。（注1）	商法 521 条
3	手形の期日時に、手形交換に回すことで、手形代り金を銀行が別段預金にて受け取り	手形交換制度 （注2）
4	担保処分として債権に充当	銀行取引約定書

電子記録債権の場合の実務の事例

イベント		備考
1	取引先（債務者）が期限の利益を喪失	銀行取引約定書
2	銀行（債権者）は、電子記録債権の対象となっている代金を受け取る権利に対して仮差押えを実施	電子記録債権法 49 条
3	銀行は、訴訟等により債務名義を取得	民事執行法 22 条
4	差押えにもとづき、代り金を回収	電子記録債権法 49 条
5	銀行の自働債権と相殺	民法 505 条、506 条 銀行取引約定書

（注1）信用金庫・信用組合には、商事留置権はない。支払停止/破産申立前に取立てた手形の代金に関しては、貸出債権と取立金引渡債務と相殺できる。（最高裁昭和 63 年 10 月 18 日判決）

（注2）最高裁平成 10 年 7 月 14 日判決において、破産手続開始後における商事留置権の効力が認められているが、これは手形交換による取立てが「適正妥当な方法」と認められたことも、ポイントとなっている。

5. 銀行取引約定書等の変更

仮に金融機関が手形や小切手の取扱いを停止する場合には、契約実務の観点から、個別金融機関において、当座勘定規程や銀行取引約定書等、手形や小切手に関する記載がある約定書等について変更や差替えが必要となる可能性がある。

また、一般事業者においても、商取引契約において手形や小切手に関する記載がある契約書等について、同様の検討が必要となる可能性がある。

こうした場合、将来的には、これら変更方法等を契約法の観点から検討する必要が生じ得ることも踏まえ、必要に応じて業務ワーキンググループで継続検討することとする。

第6章 電子化のための対応

平成30年に全銀協（当検討会事務局）において実施した、金融機関から利用者（顧客）サイドへのヒアリング調査（概要はAppendixの【調査3】を参照）によると、本検討会で電子化の方法として挙げている「電子記録債権」および「EBによる振込」に対する利用者の声は以下のとおりである。

1. 商品利便性について

- 電子記録債権に係る改善点は、「特にない」が最多だった。次いで操作性の改善や銀行ごとに異なる画面の統一といった「インターフェースの改善」等の声が多かった。
- 電子記録債権の普及のために必要な取組みとしては、「手形の廃止」が必要と考えている企業が最多だった。それ以外では、TVCMを含めた「広告宣伝活動」や、業界全体での「商習慣の変更」等の声が多かった。

（参考）Q. 電子記録債権の改善すべき点がありますか

回答	大企業	中小企業	小規模事業者	合計
特にない	6	27	5	38
インターフェースの改善（操作性改善、銀行間の画面統一）	2	22	1	25
手数料の減額	0	7	0	7
一括請求・一括支払機能の追加	0	6	0	6
会計システムとの連携	1	3	1	5
法人EBなしでも利用可能にする	1	3	2	5

【その他の回答】 譲渡の利便性向上、割引手続きの簡素化、電子記録債権の用語の簡素化（平易な言葉への見直し等）、誤登録等への対応の容易化、等

（参考）Q. 電子記録債権を更に普及させるために何が必要だと思いますか

回答	大企業	中小企業	小規模事業者	合計
手形の廃止	6	50	23	79
広告宣伝活動	4	40	13	57
商習慣の変更	2	27	16	45
導入手続きの簡素化	2	7	6	15
金融機関のサポート強化（デモ機での操作説明など）	4	6	2	12

【その他の回答】 受取企業（小規模企業等）への丁寧な説明、手数料の減額、業界団体に対する働きかけ、銀行間のインターフェース統一（画面等）、大企業による手形利用の廃止、ネットバンキングを前提としないサービス、セキュリティの向上、等

- EBを利用しない理由は、「セキュリティ（不正利用）に対する不安」が最多だった。次いで、「必要性・インセンティブがない」や、「ITリテラシーが課題」といった回答があった。
- EBの使い勝手に関しては、概ね問題ないという回答が最多だったが、「セキュリティの強化」に対する要望がある一方、「パスワード管理等の簡易化」などのセキュリティの強化のため利便性が一部制限されていることに関する改善要望もあった。

(参考) Q. なぜエレクトロニックバンキングをご利用にならないのでしょうか

回答	大企業	中小企業	小規模事業者	合計
セキュリティ(不正利用)が不安	0	13	8	21
必要性・インセンティブがない	0	6	8	14
ITリテラシーが課題	0	5	8	13
紙のほうが簡単・事務を変更したくない	0	3	5	8
手数料負担の増加	0	3	1	4

【その他の回答】 EBを詳しく知らない、IT利用環境がない(PC、回線)、障害時のBCPとして紙が良い、等

(参考) Q. エレクトロニックバンキングの使い勝手はいかがですか。改善すべきところはありますか

回答	大企業	中小企業	小規模事業者	合計
特にない(使い勝手はよい)	12	95	25	132
セキュリティの強化	0	7	8	15
パスワード管理等の簡易化	2	10	1	13
機能の充実	1	9	1	11
金融機関間での仕様の統一	0	6	1	7
操作の簡素化、言葉の平易化	1	4	2	7

【その他の回答】 総合振込による当日振込の利便性向上、ログイン時間の延長、利用時間の延長、等

これらを踏まえ、電子化に向けては、改善あるいは普及に関する利用者の声を参考に、まずは商品の利便性の向上・サービスの改善に向けた商品性や操作性などの確認を実施する。

なお、金融機関における「でんさい」の提供率、「EB」提供率は、平均すると9割を超える水準であるが、業態ごとにバラつきがある。

また、書面やFAXによるでんさい発生記録サービスの提供率についても業態ごとにバラつきがあり、電子化に向けてはこれらの提供率の改善の検討も必要になると考えられる。

	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信託銀行	信用金庫	信用組合	系統金融機関等	全体平均
でんさい提供率	100%	100%	100%	67%	100%	91%	75%	97%
書面による発生記録提供(注)	0%	48%	49%	33%	75%	83%	6%	61%
FAXによる発生記録提供(注)	0%	2%	5%	0%	6%	27%	6%	9%
EB提供率	100%	100%	100%	100%	99%	65%	80%	92%

注) でんさいネット公表ベース

2. その他

- 利用者が期待するサポートについては、「金融機関によるサポート」が最多であり、次いで「手数料の値下げ」、「導入に係る政府の助成」といった回答があった。

(参考) Q. 電子化にあたって、期待されるサポートはありますか

回答	大企業	中小企業	小規模事業者	合計
金融機関によるサポート	9	77	40	126
手数料の値下げ	7	40	10	57
利便性 (IBなしでも利用可能など)・セキュリティの強化	4	24	8	36
導入に係る政府の助成	2	14	7	23

【その他の回答】 電子債権記録機関の統一、金融機関による資金繰り支援、取引先へのシフト交渉、国や業界による手形小切手の廃止の取り組み、等

- 紙の手形・小切手がなくなると困る点については、「PC・でんさい等の操作が不安」が最多だった。次いで「事務負担が増えそう、管理方法の変更が手間」、「セキュリティ対策が不安」といった回答があった。
(「特に困らない」と回答した企業は、手形・小切手を「やめたいと思う」企業が大半だった。)

(参考) Q. 紙の手形・小切手がなくなるとお困りになる点は何でしょうか (「やめたいと思う」企業 / 「やめたいと思わない」企業)

回答	大企業	中小企業	小規模事業者	合計
特に困らない	16 / 1	60 / 32	11 / 14	87 / 47
PC・でんさい等の操作が不安	0	2 / 10	4 / 18	6 / 28
事務負担が増えそう、管理方法の変更が手間	0	3 / 8	4 / 6	7 / 14
導入時の負担 (システム改修・事務手続、取引先との調整、等)	1 / 0	3 / 10	2 / 0	6 / 10
資金繰り	2 / 0	5 / 4	2 / 1	9 / 5
セキュリティ対策が不安	1 / 0	0 / 6	0 / 5	1 / 11

【その他の回答】 手数料負担が増加、これを機に契約条件の変更を迫られること、取引先との面談機会が減る、システムトラブル時の対応 (BCP)、小切手がなくなると現金を扱う必要がある、現物が無いと安心できない、等

以上のとおり、手形・小切手機能の電子化に向けては、電子記録債権やEBの導入に係るサポートを求める声や、電子記録債権やEBを知らない・関心がない、セキュリティが不安との声も多いことから、商品の利便性の向上・サービスの改善を図ったうえで、金融機関を中心とする導入支援や、認知度向上のための周知活動が必要と考えられる。

第7章 手形交換所とその他証券類

1. 手形交換所について

第1章で述べたとおり、明治12年に大阪に日本初となる手形交換所が設立されて以来、手形交換所は手形・小切手をはじめ金融機関間で流通する文書の交換の場として、その役割を果たしてきた。

1990年代以降、手形・小切手の流通量の減少に伴い、全国の手形交換所も統廃合が進行し、平成29年では全国に107箇所となっている。

(参考) 手形交換所数推移 (法務大臣指定)

	平成7年	平成17年	平成27年	平成29年
手形交換所数	182	146	113	107

(参考) 手形交換所で交換される文書

種別	内容
手形	■ 統一用紙の手形・小切手 (MICR印字にてソータ処理が可能)
小切手	
その他証券類	■ 配当金領収証、定額小為替など
指定文書	■ 済通など ■ 各行が封緘した封筒 (交換所の銀行別ポストに投函)

手形交換所については、これまでもそうであったように、手形・小切手の交換枚数の減少が進めば、更なる統廃合の進行が想定される。

本検討会においては、結果として交換所での現物交換がなくなった場合のその他証券類の取扱いについて、以下のとおり検討してきた。

2. その他証券類について

本検討会では、交換所で交換される主なその他証券類、指定文書（下表の11種）について実態把握を行い、交換所での現物交換の廃止に備え、「紙現物の交換を廃止」する場合の検討の方向性を報告することとした。

主な証券類（網掛けは調査未済）

項番	券種		関係者	月間取扱件数 (交換所経由・概算)
1	交換証券	株式配当金領収証	信託協会、全国株懇連合会、 ゆうちょ銀行 (日本証券業協会)	110千件
2		日本銀行小切手 (政府小切手)	日本銀行、各金融機関、 各省庁	0.3千件
3		振替払出証書	ゆうちょ銀行、各地公体、 指定金融機関	6千件
4		定額小為替証書	ゆうちょ銀行、各地公体、 指定金融機関	500千件
5		領収書（公金収納金）	指定金融機関、各地公体	3千件
6		領収書（水道料金収納）	各水道局	2千件
7		領収書（ガス料金）	各ガス会社	0.2千件
8		税金還付金通知書	各地交体	4千件
9		外国為替領収書	国内銀行（外為円決済制度参 加金融機関）	30千件
10		外国為替送金小切手	国内銀行	0.2千件
11	指定文書	税公金納付済通知書	指定金融機関、各地公体	n. a.

その他証券類は、企業・個人・自治体の送金手段に加え、金融機関の資金決済としても利用されており、その取扱いが法令・制度に定められているものもある。「紙現物の交換の廃止」への対策として、そもそもの紙現物の廃止を含む取扱い方針を策定する場合には、個別に中長期的な検討が必要であることがわかった。

今後は本検討会の最終報告も踏まえつつ、手形交換所での現物交換によらない、その他証券類の取扱いを検討していくことが考えられる。

第8章 今後の検討に向けて

本検討会の第1回会合から第3回会合において、手形・小切手の利用実態の把握、手形・小切手に関する実務の把握、法的論点の確認等を行ってきた。

この検討の中で、次のことが明らかとなった。

- 手形・小切手の利用実態の把握は概ね完了したが、白地手形や個人の手形利用についてはまだ把握しきれていないこと
- 全面的な電子化への移行を想定した場合の、導入コストやスイッチングコスト等を勘案したコスト削減効果の試算や、企業の規模や手形・小切手の取扱量といった利用状況に応じた利用主体毎のコスト削減効果の試算は行われていないため、必要な試算を行うとともに今後適切な検証を実施していくことが必要であること
- 金融機関が申し合わせたうえで手形・小切手の取扱いを一斉に停止するなどにより、事実上、紙の手形・小切手を廃止したのと同様の状態に至った場合に、独占禁止法上問題がないかについては、今後確認していく必要があること
- 手形・小切手機能の電子化にあたり、電子化の方法となりうる電子記録債権・EBによる振込の利便性向上や導入支援施策（金融機関のコスト削減効果の還元策等）、周知強化施策について検討を進める必要があること
- 手形・小切手機能の電子化の検討は、企業の財務・決済プロセスの高度化の一環として取り組んでいるものであることから、金融EDIの活用(XML電文への移行)などの他の決済高度化の取組みと連携し、企業の財務・決済プロセス全体のITによる高度化を含む、業務のIT化の取組みを連動させ、企業の生産性向上につなげるかたちで進めていく必要があること

これらを踏まえ、今後は、以下の事項について検討を進めていく。

(1) 手形・小切手の利用実態の把握

これまでの検討で、企業の利用については、ヒアリング調査等により、手形は電子記録債権、小切手はEBによる振込で概ね代替できることを確認したが、電子記録債権では直ちに代替することができない「白地手形」や「個人の手形利用」については十分に検討できていない。

したがって、今後は、個人の利用や白地手形の利用について、その実態把握と代替策の要否も含めた検討を行う。

(2) 電子化によるコスト削減効果の試算

全面的な電子化への移行を想定した場合の、導入コストやスイッチングコスト等を勘案したコスト削減効果の試算や、企業の規模や手形・小切手の取扱量といった利用状況に応じた利用主体毎のコスト削減効果の試算・検証を実施していく。

(3) 独占禁止法に係る論点の確認

金融機関が申し合わせたうえで手形・小切手の取扱いを一斉に停止するなどにより、事実上、紙の手形・小切手を廃止したのと同様の状態に至った場合に、問題がないかなど、本検討における独占禁止法に係る論点について確認する。

(4) 電子記録債権・EB による振込の利便性向上、導入支援施策、周知強化施策等の検討

電子記録債権や EB による振込は、機能的には手形や小切手と同等であり、既に提供されているサービスであるが、手形・小切手の利用者への普及は双方ともに伸び悩んでいる状況にある。

これまでの検討で、アンケート調査等により、電子記録債権や EB による振込について、金融機関の取組状況（サービス提供状況、利用促進活動状況等）および利用者の利用実態（利用経験、要改善点等）について確認を行ったところ、PC 等の IT 機器の操作に対する不安、セキュリティに対する不安、インターフェースの使い勝手、手数料、および商品・サービスの授受と振込の同時履行・即時確認への対応等について課題があることが明らかになった。

また、小切手の振出企業では電子化によってコストが増加する可能性があり、企業の規模や手形・小切手の取扱量、導入コスト等を勘案すると、手形の振出・受取や小切手受取の場合にもコストが増加する企業が発生する可能性がある。

今後は上記(2)によりコスト削減効果の適切な試算を行ったうえで、手形・小切手から、電子記録債権・EB による振込への円滑な移行の実現に向け、電子記録債権・EB による振込の利便性向上に向けた取組み、導入支援施策、周知強化施策等の検討を行う。

(5) 電子化への移行が困難な利用者等への対応の検討

金融機関における書面や FAX による電子記録債機能の提供率は全体ではそれぞれ 6 割、1 割にとどまっているほか、業態ごとにばらつきもみられる。また、電子記録債権や EB の提供率は全体では 9 割を超える水準にあるものの、業態ごとにばらつきがみられる。

全面的な電子化への移行を検討するうえでは、IT リテラシー等の観点から電子化が困難な中小企業の存在も念頭に、金融機関における書面や FAX による

電子記録債権機能の提供などのサービス、技術面の対応を検討していくこととする。また、金融機関による電子記録債権や EB の提供率の一層の改善に向けた検討も行う。

(6) 金融 EDI の活用 (XML 電文への移行) などの他の決済高度化の取組みとの連携の検討

利用者が手形・小切手から、電子記録債権・EB による振込へ移行することによるコスト削減効果、生産性向上効果を楽しむためには、金融 EDI の活用 (XML 電文への移行) などの他の決済高度化の取組みと連携し、企業の財務・決済プロセス全体の IT 化による高度化を含む、業務の IT 化の取組みを連動させ、企業の生産性向上につなげるかたちで進めていく。

(7) 電子化推進のスケジュールの検討

本検討会においては、日本の生産性向上、社会的コストの削減、あるいは人手不足への更なる対応の観点から、手形・小切手機能の電子化を推進するべく、「目標時期を設定して手形・小切手制度の見直しやその電子化を実現することを検討する」こととしている。

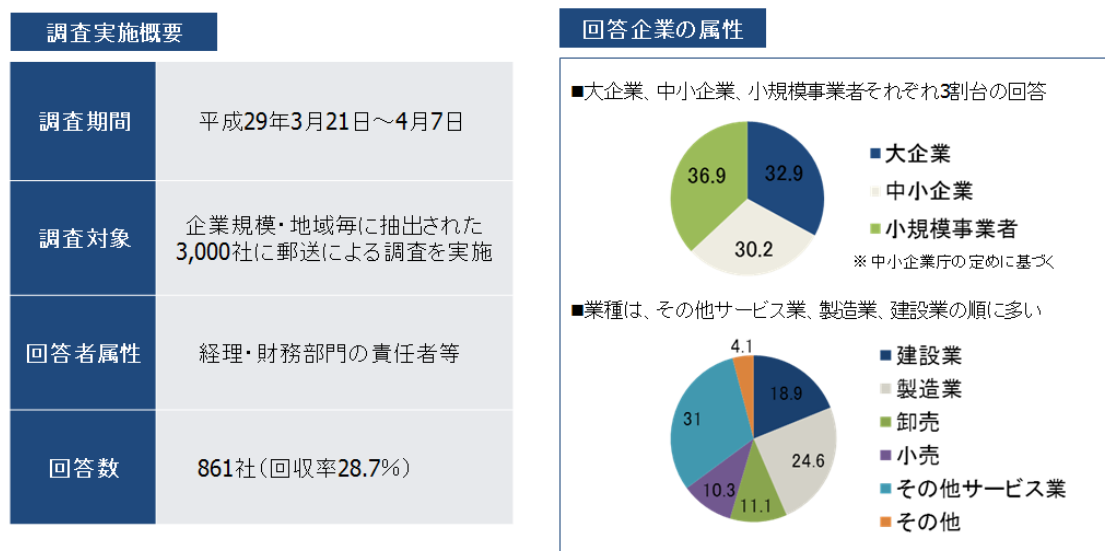
これまでの検討で、手形・小切手機能の電子化については、手形・小切手の利用実態を踏まえ、利用者目線に立って電子記録債権・EB による振込の利便性向上に向けた取組み、官民一体となってこれらの利用促進を図ることにより実現していくことを確認している。

今後は、上記 (1) ~ (6) の検討を着実に進めたうえで、目標時期を含む電子化推進の具体的なスケジュールを検討する。

Appendix : これまでに実施した調査の概要

【調査1】企業向けアンケート調査

- 手形・小切手の利用実態を把握することを目的として、平成29年に全銀協において、手形・小切手の利用者である企業を対象とした利用実態に係るアンケート調査を実施。



【調査2】金融機関向けアンケート調査

- 手形・小切手の処理に要している金融機関のコスト、電子記録債権・EBの改善点、電子化の課題や電子化に要する想定期間等について把握することを目的として、平成30年に全銀協（当検討会事務局）において金融機関向けアンケート調査を実施。

調査実施概要							
調査期間	平成30年1月16日～3月2日						
調査対象	都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信託銀行、信用金庫、信用組合、系統金融機関等(労働金庫、農林中金・農協・漁協、商工中金)						
回答金融機関数	497金融機関						
設問数	計数	18 問					
	アンケート	21 問					
業態別 回答金融機関数	都市銀行	地方銀行	第二地方 銀行	信託銀行	信用金庫	信用組合	系統金融 機関等
	5	64	41	3	262	105	17

【調査3】利用者サイドへの金融機関からのヒアリング調査

- 手形・小切手の利用場面や業界慣習、利用継続の意向等について把握することを目的として、平成30年に全銀協（当検討会事務局）において、金融機関から利用者（顧客）サイドへのヒアリング調査を実施。

調査実施概要		回答企業の属性		
調査期間	平成30年1月16日～3月2日	■ 企業規模別割合		
ヒアリング実施金融機関	25金融機関	大企業	24社	8%
対象社数	302社	中小企業	196社	65%
		小規模事業者・個人事業主	82社	27%

【調査4】手形・小切手の社会的コストの実態調査

- 手形・小切手がすべて電子記録債権や振込といった電子的な手段に移行した場合の社会的コスト削減額を算出すること、およびアンケートやヒアリング等を通じ、企業や事業者の手形や小切手の利用意向について総括することを目的として、平成30年に全銀協（当検討会事務局）において MURC に委託し、調査を実施。

	Webアンケート調査	ヒアリング調査
調査目的	①手形・小切手機能の電子化による社会全体のコスト削減額を算出するための、試算条件データの獲得 ②手形・小切手の利用実態の把握 - 取引先との決済方法と、その中での手形・小切手の利用数量(件数、金額) - 手形・小切手に関する業務量(人数換算) - 手形・小切手の今後の利用継続意向割合(やめたい、やめたくない)と理由 ／等	①手形・小切手機能の電子化による社会全体のコスト削減額を算出するための、試算条件データの獲得 ②手形・小切手の利用実態の把握 - 手形・小切手に関する利用シーンと業務実態 - 現在の利用状況と、今後の電子化への意向 - 電子化へ移行する場合の影響(利点や弊害) - 電子化に移行するとした場合に、求められる支援施策への示唆 ／等
調査対象	Web調査会社が保有するアンケートモニターを利用 企業の経理・財務部門の責任者、或いはそれに準ずる方	企業の経理・財務部門の責任者、或いはそれに準ずる方
調査件数	回収サンプル数:1,542件	ヒアリング件数:23件
調査方法	Web調査会社に外部委託	訪問、電話 ※短期間で上記件数の実施を行うため、電話ヒアリング等の方法で効率的に実施
調査期間	2018年2月9日～13日	2018年2月7日～3月14日

以上